

カーボン・オフセット等推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

26年度予算額(案) 6.0億円

目的・意義

事業者や市民等、幅広い主体により着実に広がってきているカーボン・オフセットの取組の更なる活性化を目指し、取組事業者のインセンティブ向上を図るために、広報アイテムの作成や基準類の再整備等を通じて取組の普及を行います。また、カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの取組を広げるため、認証取得について、排出量の算定・検証等の支援を行います。

※カーボン・オフセット：市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量で埋め合わせること。

※カーボン・ニュートラル：カーボン・オフセットの取組のうち、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識するとともに、排出量の全部を埋め合わせること。

事業内容

(1) 制度運営

各種セミナーの開催やイベント出展を行うなど、事業者・消費者への普及促進策を強化するとともに、カーボン・オフセットの認証取得経費の支援や、カーボン・マーケット EXPO (マッチングイベント) を開催する等により、カーボン・オフセットの理解の浸透を図る。

(2) 普及啓発

カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの取組の認証制度について、排出量の算定・検証等の支援を全国で行うことで、制度の普及を図る。

(3) 認証取得支援

地域で活発にオフセット等の取組を行う事業者を増やすため、クレジット創出者との間でのマッチング機会の提供等や、関連情報の積極的な提供を行うとともに、各地域に密着したオフセット・プロバイダーの養成を行う。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：
 - (1) カーボン・オフセット制度の運営
 - (2) イベント出展やセミナー等を通じたカーボン・オフセットの普及啓発
 - (3) カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの認証取得の支援

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）

（担当：総合環境政策局環境計画課 他）

26年度予算額（案） 53.0億円

目的・意義

第4次環境基本計画では、持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された社会を目指しております。その達成のためには、地域特性を活かした地域づくりが不可欠です。

本事業では、地域の再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組について、基礎情報の整備や、関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援、事業化にあたっての設備導入に対する支援等を行い、地域資源を最大限活用した自立的・持続的な低炭素化地域の創出を図ることを目的としています。

事業内容

地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等の取組について、再生可能エネルギーの導入に向けて基礎情報を整備するためのポテンシャル調査、事業化計画・FS調査、設備導入を一貫して支援し、「低炭素・循環・自然共生」地域の創出を目指します。

- (1) 基盤情報整備事業（委託）**
再生可能エネルギーを導入するための地域のポテンシャル等のデータ整備に係る調査を実施します。
- (2) 地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業（委託・補助）**
事業化のための計画策定やFS調査の実施を支援します。
※自然公園における再エネ導入、自然共生型低炭素地域作り計画、地方公共団体実行計画に位置づけられた事業、エコタウンにおける再エネや熱の効率的な利用等、事業によって支援の仕組みが異なります。
- (3) 地域主導型事業形成支援事業（委託）**
(2)の計画策定や調査等について、専門家派遣や人材育成、専門的なセミナー等の開催で支援します。
- (4) 再エネ・省エネ設備導入支援事業（補助）**
地方公共団体実行計画に位置づけられた事業、自然公園における低炭素地域づくり事業、里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業等に必要な設備導入等を支援します。

<地方公共団体実行計画に位置づけられた事業等に係る設備導入事業のイメージ>



地域協働（パートナーシップ）で作られる「地方公共団体地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を核とすることで、

- ・地域経済やコミュニティと一体となった低炭素社会づくりが可能
- ・単発的な補助でなく、地域に合った地球温暖化対策の枠組みに裏付けられた、持続的な取組への展開が可能。

委託内容

- (1) 基盤情報整備事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課】**
委託対象者：民間団体等
対象事業：ゾーニング基礎情報の整備等

(2) 地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・F S 調査事業

①事業化計画策定・F S 調査実証事業（委託）【担当：自然環境局国立公園課・自然環境計画課】

委託対象者：民間団体等

対象事業：自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくりのための事業化計画の策定・F S 調査

②事業化計画策定・F S 調査支援事業

ア 地域主導型再生可能エネルギーの事業化（継続分）【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

委託対象者：民間団体等

対象事業：再生可能エネルギーの事業化検討・事業化計画策定業務

(※) 平成26年度は前年度からの継続事業のみを実施します。

(3) 地域主導型事業形成支援事業【担当：地球環境局地球温暖化対策課、総合環境政策局環境経済課】

委託対象者：民間団体等

対象事業：専門家の派遣等事業・人材育成事業、セミナーの開催等事業

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

(2) 地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・F S 調査事業

②事業化計画策定・F S 調査支援事業

イ 地域協働による低炭素地域づくり事業【担当：総合環境政策局環境計画課】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：地方公共団体実行計画に位置づけられた再エネ等の事業化検討・事業化計画策定業務

補助割合：地方公共団体：定額（上限1,000万円）

民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助（上限1,000万円）

(4) 再エネ・省エネ設備（※1）導入支援事業

①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくり事業【担当：総合環境政策局環境計画課】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：地方公共団体実行計画に位置づけられた事業等に係る設備導入等への支援

補助割合：設備等導入に係る費用のうち「地方公共団体：1/2を上限に補助（※2）

民間団体等：1/2を上限に補助

②自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業

ア 自然公園における低炭素地域づくり事業【担当：自然環境局国立公園課】

補助対象者：民間団体

対象事業：公園施設等への再エネ・省エネ設備の導入等への支援

補助割合：民間団体：対象経費の1/2を上限に補助

イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援

【担当：自然環境局自然環境計画課】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：里地里山等地域の低炭素・自然共生モデル地域創出事業に係る設備導入等への支援

補助割合：地方公共団体：対象経費の1/2を上限に補助（※2）

民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助

【直接補助事業】

(2) 地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・F S 調査事業

②事業化計画策定・F S 調査支援事業

ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり

【担当：廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室】

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：エコタウンにおける再エネや熱の効率的利用等の検討支援

補助割合：地方公共団体：定額（上限1,000万円）

民間団体等：対象経費の1/2を上限に補助（上限1,000万円）

（※1）再エネ・省エネ設備の例

■再生可能エネルギー関係（FIT併用不可）
・再生可能エネルギーによる発電・熱利用等の設備

■省エネルギー関係
・高効率な面的エネルギー利用設備の導入
・建築物の断熱、高効率設備の導入
・交通対策に必要な低炭素車両等

（※2）政令市未満の地方公共団体にあつては2/3を上限に補助